

加古川市地理情報システム構築運用業務仕様書

1 業務の内容

(1) 件名

加古川市地理情報システム構築運用業務

(2) 業務目的

本市では、平成 22 年より統合型地理情報システム（以下、「統合型 GIS」という。）及び公開型地理情報システム（以下、「公開型 GIS」という。）を構築し、運用しています。統合型 GIS は「市内における地理情報の共有化」を目的とし、公開型 GIS は「統合型 GIS 等で作成した地理情報の公開」を目的としています。

この度、本市では令和 2 年のシステム入れ替え後から 5 年が経過することに伴い、業務のさらなる効率化、高度化を図るとともに住民サービスの向上に資することを目的として、統合型 GIS 及び公開型 GIS を更新する予定です。

(3) 業務内容

本業務内容は、次のとおりとする。

①構築業務

ア プロジェクトの計画策定及び管理

契約締結以降、統合型 GIS 及び公開型 GIS の本稼働までが円滑に進むようスケジュール及び作業の管理を行うこと。

イ 構築業務（クラウドサービス利用環境の構築及び本市向け環境設定等）

統合型 GIS 及び公開型 GIS の構築・導入・環境設定を行うこと

ウ 統合型 GIS 及び公開型 GIS のデータ移行

現行の統合型 GIS 及び公開型 GIS に搭載されているすべてのデータを移行すること。移行期間中に新たにできたレイヤについても、差分処理を行い移行すること。

なお、移行に伴い発生する本市職員の作業については、事前に説明会を開催又は個別にヒアリングするなど、十分な調整の上、作業が円滑に進むようにすること。

エ 本番稼働テスト

本番稼働前に事前にテストを行うこと。

オ 本番稼働前後の支援

本番稼働前後に発生する課題や要望については必要に応じて操作支援や保守対応を行うこと。

カ 職員研修の実施

運用開始前に職員に対し統合型 GIS 及び公開型 GIS の操作研修を行うこと。

キ 運用ガイドラインの作成

統合型 GIS 及び公開型 GIS を運用する上の必要事項を定めた運用ガイドラインを作成すること。

ク 完成図書の納品

「(5) 納品資料」に記載した図書の納品を行うこと。

②運用業務

ア 基図（背景図）の更新

統合型 GIS 及び公開型 GIS において基図（背景図）の更新作業を行うこと。

イ 統合型 GIS 及び公開型 GIS の使用（ASP 方式）

運用開始後から 5 年間、ASP 方式で統合型 GIS 及び公開型 GIS を使用できるよう提供すること。

ウ 職員研修の実施

職員に対し統合型 GIS 及び公開型 GIS の操作研修を毎年行うこと。

エ 問合せ・保守サポート業務

運用開始後から 5 年間、本市からの問合せに対しサポートを行うための専用問合せ窓口等を設置すること。問合せに対しては、本市へ導入した統合型 GIS 及び公開型 GIS（構造・仕様）に対し、十分な知識を持った担当者を配置すること。

(4) システム稼働期間

令和 7 年 12 月 1 日～令和 12 年 11 月 30 日

(5) 納品資料

本業務の納品資料は、次のとおりとする。

※各種書類 紙媒体 1 部、電子媒体一式

①構築業務

ア 業務実施計画書（WBS） ※事前打合せ時に提出

イ 要件定義書

ウ システム設計書

エ テスト計画書・テスト仕様書兼結果報告書

オ 統合型 GIS 及び公開型 GIS 操作マニュアル

カ 統合型 GIS 及び公開型 GIS 運用ガイドライン

キ 会議体議事録

ク 課題管理表

ケ その他、本市が必要と認める資料

※導入後にこれらのドキュメント、マニュアル等に変更があれば、適宜更新資料を提供すること。

②運用業務

ア 運用保守報告書（本番稼働後、毎月の利用状況やアクセス件数、問い合わせ内容等を報告するもの）

イ その他、本市が必要と認める資料

2 前提要件

次のサービスや機能等が提供できるシステム及び体制とすること。

(1) 地理情報を有効活用し、庁内の情報共有や利便性を向上させるような効果的なシステム利用を実現すること。

(2) 職員が幅広く使えるような操作性、かつ地図遷移や印刷・作図機能の高速化を図り、よりストレ

スなく利用できるシステムを実現すること。

- (3) 運用時間は24時間365日とする。(定期メンテナンス等の計画停止を除く。)
- (4) 上記機能を継続的に提供するために必要な、保守やサポートの体制を整えること。

3 システムの要件

(1) 基本要件

- ①システムは定期的にバージョンアップを行い、常に最適なシステムを提供すること。
- ②本サービスでは不正アクセス及びコンピュータウイルス等への適切なセキュリティ対策を講じること。
- ③本サービスのシステム及びファシリティは信頼性を重視し設計・調達及び開発を行い、サービス運用に適したものを採用すること。
- ④本市情報セキュリティポリシー及び関連法令等を遵守すること。

(2) ネットワーク要件

- ①本市のネットワーク環境は次のとおりである。
 - 庁内：100Mbps
 - 庁外：100Mbps
- ②通信には、SSLによる暗号化通信を行う、LGWANを使用する等、セキュリティに配慮した通信を行うこと。

(3) ハードウェア関連要件

- ①受託業者は本サービスにおいて、ファシリティ要件を備えたデータセンターにサーバを設置し、適切な運用・保守を行うこと。
- ②サーバ機器等は、日本国内にあり、地震に対して強固かつ津波等による水害の恐れのない場所に立地する建物に収容されていること。
- ③ファイアウォール等セキュリティ機器が適切に設置され、また不正アクセス検知等の仕組みを備えるなどのセキュリティ対策が講じられていること。
- ④UPS、CVCF等を備え、安定稼働に必要な対策が講じられていること。
- ⑤バックアップ装置を備え、サーバに障害が発生した場合はデータの復旧が可能な体制を構築すること。
- ⑥LGWAN接続系とインターネット接続系の両環境間を分離した上で、両環境間でファイル転送を行う場合は安全が確保された通信だけを許可すること。

(4) 実行環境（動作環境）

- ①システムは、次に示す本市の環境でストレスなく動作すること。

ア 統合型GIS

対象端末台数 約2000台

OS Windows11 64bit

Windows10 64bit

CPU Core i5

メモリ 8GB

ブラウザ Microsoft Edge、Google Chromeなど一般的なブラウザに対応させること。

イ 公開型 GIS

ブラウザ Microsoft Edge、Google Chrome など一般的なブラウザに対応させること。

- ②クライアント OS や Microsoft Edge 及びシステムに依存するプラグインについて、バージョンアップ等による変更がある場合でも、システムにて対応すること。

(5) ライセンス要件

①システムライセンス

ア 統合型 GIS

同時 50 アクセスライセンス以上

イ 公開型 GIS

アクセス無制限

②住宅地図

ア 統合型 GIS

・ゼンリン住宅地図（同時 30 アクセスライセンス以上）

イ 公開型 GIS

・民間地図（アクセス無制限）

4 統合型 GIS の要件

- (1) データ要件（以下データとは、地図や航空写真などの図形情報、地物に関連する属性情報などの電子情報を指す。）

搭載を予定しているデータは次のとおりである。なお、構築時点で最新のものを搭載すること。

①基図（背景図）

- ・ゼンリン住宅地図
- ・土地家屋図
- ・都市計画基本図（地形図）
- ・航空写真
- ・認定路線網図及び現況平面図

②主題図

- ・各課作成の主題図（令和 7 年 4 月現在の主題図については、別紙 2 「移行データ一覧」のとおり）

- (2) データ移行

①基図（背景図）

土地家屋図、都市計画基本図（地形図）については Shape ファイル、航空写真についてはオルソ化済みデータを提供するので、システム導入時に移行すること。

②主題図

各課作成の主題図については Shape ファイルを提供するので、システム導入時に移行すること。

- (3) 基図データ更新スケジュール

システムに搭載する基図データの更新頻度は以下のとおりである。

種類		更新頻度	備考
基図 (背景図)	ゼンリン住宅地図	毎年	
	土地家屋図	毎年	資産税課より提供
	都市計画基本図（地形図）	6年毎	都市計画課より提供 ※次回は令和8年度更新
	航空写真	3年毎	資産税課より提供 ※令和7年度及び令和10年度更新 ※令和7年度12月頃更新予定
	認定路線網図及び現況平面図	毎年	土木総務課より提供

(4) 機能要件

別紙5「システム機能要件一覧」のとおり

※本機能要件のうち、統合型 GIS 機能一覧、統合型 GIS 要支援者台帳システム機能一覧は、必須項目ではなく、対応可否を様式 11「機能要件回答書」に記載すること。記載内容に基づき、採点基準表により機能要件回答書の評価点を算出する。

※要支援者台帳システムについて

災害時に自力での避難が困難で、避難の支援が必要と思われる者（以下「避難行動要支援者」という。）を整理した避難行動要支援者名簿の管理及び避難行動要支援者の異動事由や住所の地図表示など、避難行動要支援者の支援のために必要となる情報を適切に把握するために、統合型 GIS をベースシステムに避難行動要支援者に関する情報管理を行うシステム。

(5) 利用状況

ユーザー数	2,100 ユーザー
アクセス数（全体）	25,920 アクセス（令和6年4月～令和6年10月）
最大アクセス数 （1日累計）	235 アクセス（令和6年4月～令和6年10月）
利用頻度の高い部署	土木総務課、建築指導課、まちづくり指導課、環境第1課、治水対策課、農林水産課、環境保全課、農業委員会事務局、道路保全課、環境第2課、加古川北市民センター、防災対策課、下水道課、生活安全課、管財課（アクセス数の多い部署順）

5 公開型 GIS の要件

(1) データ要件

搭載を予定しているデータは以下のとおりである。

①基図（背景図）

- ・ 民間地図
- ・ 都市計画基本図（地形図）
- ・ 土地家屋図

②主題図

・各課作成の主題図（令和7年4月現在の主題図については別紙2「移行データ一覧」のとおり）

(2) データ移行

①基図（背景図）

都市計画基本図（地形図）については Shape ファイルを提供するので、システム導入時に移行すること。

②主題図

各課作成の主題図については Shape ファイルを提供するので、システム導入時に移行すること。

(3) 基図データ更新スケジュール

システムに搭載する基図データの更新頻度は以下のとおりである。

種類		更新頻度	備考
基図 (背景図)	民間地図	毎年	
	都市計画基本図（地形図）	6年毎	都市計画課より提供 ※次回は令和8年度更新
	土地家屋図	毎年	資産税課より提供
主題図	都市計画情報	毎年	都市計画課より提供

(4) 機能要件

別紙5「システム機能要件一覧」のとおり

※本機能要件のうち、公開型 GIS 機能一覧は、必須項目ではなく、対応可否を様式11「機能要件回答書」に記載すること。記載内容に基づき、採点基準表により機能要件回答書の評価点を算出する。

(5) 利用状況

アクセス数（全体）	8,110,512 アクセス（令和6年4月～令和6年10月）
-----------	--------------------------------

6 操作説明会

(1) 操作説明会の実施

①システム稼働前

ア 管理者ユーザー向けの操作説明会

対 象：デジタル改革推進課職員 約 10 名

日 程：1 日間（午前または午後のどちらかで 1 回実施）

イ 要支援者システムユーザー向けの操作説明会

対 象：関係課職員 約 20 名

日 程：1 日間（午前・午後に 1 回ずつ実施の計 2 回）

ウ 一般ユーザー向けの操作説明会

対 象：本市職員 約 120 名（各課 1 名ずつ）

日 程：3 日間（午前・午後に 1 回ずつ実施の計 6 回）

その他：説明会 1 回あたりの参加人数は約 20 名

②システム稼働後

ア 一般ユーザー向け操作説明会及び個別相談会

対 象：本市職員のうち希望者のみ

日 程：1日間（午前に操作説明会、午後に個別相談会を実施）

その他：年に1回毎年開催。システムの利用方法及び操作方法、並びに利用時の注意点等を教育するための研修を実施。

(2) 操作説明会の内容

操作説明会の内容は、システムの起動や操作方法、データ入出力方法等とし、GIS を利用したことがない職員でも理解しやすい内容とすること。

(3) システム操作マニュアルの作成

操作説明会で利用する一般職員、システム管理者向けのシステム操作マニュアルをそれぞれ作成すること。

7 保守・サポート体制

(1) 基本要件

①運用保守

操作や運用等に関する本市からの問合せに5年間対応できるようにすること。対応時間は、土日祝日及び年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日）を除く月曜日から金曜日までとする。

②運用サポート

導入後、毎月システムの利用状況（アクセス件数等）について運用報告書等で報告すること。また、システムを業務に有効活用できるよう、活用事例の紹介や追加機能に関する職員研修、運用に関する助言、サポート等を行うこと。

③データ更新・追加

導入後新たに Shape ファイル、CSV ファイル等のデータを取込む必要が生じた場合、基本的に本市がインポート処理を行うが、本市の求めに応じ作業のサポートを行うこと。

(2) 障害対応

システムに障害が発生した場合は、速やかに本市に連絡するとともに、迅速な復旧対応を行うこと。また、障害が発生した内容や対策について報告すること。

8 サービス品質合意書（SLA）

システム稼働率、障害報告時間等について、数値表現によるサービス品質基準を協議の上、サービス提供開始日までにサービスレベル合意書（SLA）を締結すること。

9 本システム稼働期間終了後の次期システム等への移行

(1) 本システム稼働期間終了後、次期システム等へのデータ移行が必要となった場合、すべてのデータを CSV、Shape 形式等の標準的な形式で出力し、本市に提供すること。また、次期システムへの移行がスムーズにできるように最大限の協力をすること。

(2) 本システム稼働期間終了後、次期システム等への移行が完了した際には、本市に確認のうえ本システム内のデータを全て削除し、作業完了報告を行うこと。